

公示番号： 190022

国 名：ラオス

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト（野菜栽培技術）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：野菜栽培技術

(2) 格 付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2019年5月上旬から2019年9月中旬まで

(2) 業務 M/M：国内 0.50M/M 現地 4.00M/M 合計 4.50M/M

(3) 業務日数：

国内準備 5日、現地業務 120日（渡航1回）、国内整理 5日

現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：3月20日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年4月2日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ①業務実施の基本方針 | 16点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | 10点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 30点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 24点 |
| ③語学力 | 8点 |
| ④その他学位、資格等 | 12点 |

類似業務	野菜栽培技術の指導に係る各種業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス国サバナケット県では、先行案件「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト (PIAD)」を実施し、①参加型による農家の水路整備及び維持管理、②農作物の栽培技術指導、③農家組織の強化を行い、これらの活動要素を「PIAD モデル」として確立した。

このモデルを発展的かつ持続的に実施するためには、地方行政である県が主導して①関係部局の連携強化、②活動予算の確保、③PIAD モデルの実践力強化、④高付加価値型農産物生産に向けた行政サービス強化、に取り組むことが必要である。このことから、「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を2017年6月より開始している。

高付加価値型農産物生産に向けた行政サービスの強化については、サバナケット県の主要作物であるコメについて、県農林局 (PAFO)、郡農林事務所 (DAFO) の行政職員に対して栽培技術の指導・助言を行っている。

また、本プロジェクトでは、高付加価値型の農産物として野菜の導入を進めている。野菜栽培の導入に関しては、行政から農家に対して特定の作物を推奨するといったアプローチではなく、マーケット調査、栽培作物選定、営農計画作成、栽培実践の各活動を農家が主体となって行い、それを行政が支援し、更に行政による販路開拓のサポートを行っている。

現在、プロジェクトはサバナケット県内の8地区及びプロジェクト試験ほ場で活動を行っており、各地区は農家の農業技術、ほ場の土壌条件や市場へのアクセス性などが異なっている。このため、各農家は、市場価格や需給の変動、収穫後の農産物の保管・輸送の現状、ほ場の土壌特性などに応じて作物を選定・栽培しており、その品目は多種にわたる。

本プロジェクトでは、これまで長期専門家（営農）がコメの栽培技術指導と並行して野菜栽培技術の指導を行ってきた。しかし、2019年度から新たにプロジェクト地区が4地区追加されることにより、計12地区における野菜栽培に取り組む農家の増加が見込まれることから、野菜栽培が必要な地区に指導・助言を適時・適切に行うため、野菜栽培技術を指導するための短期専門家派遣を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人長期専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の活動を行う。

本業務では、サバナケット県農林局農業普及協同組合課をカウンターパート（以下

「C/P」機関とし、直接農家を支援・指導する郡農林事務所（DAFO）職員、及び DAFO 職員に技術的支援を行う県農林局（PAFO）職員に対し、野菜栽培技術の研修、現地指導を実施する。

また、プロジェクトでは持続的な農業技術の普及を目指しており、土壌改良の技術指導、化学系農薬を使用せず生物系農薬による病害虫対策の技術指導、有機肥料の使用による土作り技術の指導を行っている。本業務従事者は、これらに関する研修、現地指導も実施する。

研修、現地指導では、C/P への指導方法の一つとして、必要に応じて専門家自らが農家・農家組織を対象に研修、現地指導を行う。

対象となる野菜については、派遣開始後、日本人長期専門家チームと協議・調整を行った上で決定する。現時点において予定している野菜は以下の 16 種類であるが、プロジェクトの活動状況を踏まえて追加する可能性がある。

- ①Carrot, ②Cantaloupe, ③Bokchoy, ④Cucumber, ⑤Baby corn, ⑥Onion,
- ⑦Spring onion, ⑧Cauliflower, ⑨Eggplant, ⑩Chili, ⑪Longbean, ⑫Watermelon,
- ⑬Morning glory, ⑭Lettuce, ⑮Galangal, ⑯Tomato

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2019 年 5 月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ラオス政府作成の関連報告書等を参照し、予定されている 16 種類の野菜栽培技術、土壌改良技術、生物系農薬を用いた病害虫対策技術、これらについて資料の整理を行う。
- ② 上記①の状況を踏まえ、PAFO/DAFO 職員を対象とした研修、現地指導の実施方法を検討し、準備を行う。
- ③ JICA 農村開発部、ラオス事務所及び日本人長期専門家チームと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ 現地業務工程表（案）を含む業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成し JICA 農村開発部による確認ののち提出する。併せて、ラオス事務所及び日本人長期専門家チームにもデータを送付する。

（2）現地業務期間（2019 年 5 月上旬～9 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム及び C/P 機関にワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 日本人長期専門家チームとの打合せ及び現場確認を通して、対象野菜を決定し、土壌改良・栽培技術・病害虫対策に関する研修及び現地指導を企画、実施する。
- ③ 研修後、野菜栽培を実践している農家を C/P と共に随時訪問し、栽培状況及び作物の生育状況の確認、病害虫の発生状況の把握、土壌改良状況の確認を行い、各農家に対して必要な指導・助言を実施する。
- ④ ③において生じた新たな課題について、全関係 C/P への周知、解決策を含めた情報共有を研修や現地指導等の形式で実施し、C/P の能力強化を図る。
- ⑤ ③、④において実施した研修、現地指導結果については、派遣完了後も C/P が主体となって実施できるよう、ガイドライン等の形式で取りまとめる。なお、とりまとめの方針、内容については日本人長期専門家チームと打合せの

- 上、進めていくこと。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑦ JICA ラオス事務所及び日本人長期専門家チームに現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

- (3) 帰国後整理期間（2019年9月中旬）
専門家業務完了報告書（和文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 4 部：JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部

(2) 現地業務結果報告書

派遣終了時。英文。提出部数は以下のとおり。

英文 4 部：JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部

(3) 専門家業務完了報告書

和文 3 部：JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チームへ各 1 部

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本発バンコク経由ビエンチャン往復を標準とする。

(2) 直接人件費単価

本業務における直接人件費単価は、2019年度単価を上限とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は、2019年5月上旬～9月上旬を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー／地方行政（長期派遣専門家）
- ・ マーケティング／農家組織（長期派遣専門家）
- ・ 営農／農業技術（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／研修（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

ア) ビエンチャン・サバナケット間移動（往復）

プロジェクトにおいて手配

イ) 空港送迎

あり

ウ) 宿舎手配

便宜供与あり

エ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

オ) 通訳傭上

プロジェクトにおいて必要に応じて手配

カ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームと要相談。

キ) 執務スペースの提供

サバナケット県農林局内プロジェクトオフィスにおける執務スペースを利用（ネット環境完備）。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8425）にて配布します。

- ・ モニタリングシート

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・ 「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書」（公開後 URL 記載）
- ・ 「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト終了時評価調査報告書」（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12248951.pdf>）

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」

及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上